

社会福祉法人黒松内つくし園

役員退職慰労金支給規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人黒松内つくし園(以下「法人」という。)の役員の勇退慰労金、死亡退職金及び弔慰金を「退職慰労金」とし、この退職慰労金の必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用の範囲）

この規程は、法人の退職金制度である一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会及び独立行政法人福祉医療機構の退職金制度(以下「法人退職金制度」という。)の対象外となった理事長、常勤役員(以下「役員」という。)に適用する。

2 退職慰労金は、理事長、役員として円満に勤務し、任期満了、辞任又は死亡により退職した者に支給する。

3 次の各号のいずれかに該当するとき、法人代表者である理事長は退職慰労金を減額し、又は支給しないことができる。

- (1) 退職に当たり、所定の手続き及び事務処理等をせず、法人の事業運営に重大な支障をきたした場合。
- (2) 退職に当たり、法人の社会的信用を傷つけ、又は在任中知り得た法人の機密情報を漏らし、法人に損害を与えた場合、又は、損害賠償請求事案を発生させた場合。
- (3) 各種法令違反、著しいコーポレートガバナンス違反又は法人の著しい業績不振により解任された場合。
- (4) 前各号に該当する行為があつて、一方的に退任した場合。
- (5) その他前各号に準ずる行為があり、減額又は不支給を適当と認めた場合。

第3条（生命保険契約の締結）

法人は退職慰労金の支払に際し、一時的な資金負担を軽減するため、生命保険会社と、理事長、役員を被保険者とする生命保険契約を締結する。

2 新任の理事長、役員については、就任後速やかに加入手続きをとるものとする。

3 加入する生命保険は以下のとおりとする。

- (1) 生命保険会社:三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- (2) 保険名称:無解約返戻金型遞減定期保険、递増定期保険(無配当)

※生命保険会社の制度変更等により、保険名称が変更になった場合は、それに読み替える。

(3)加入内容は以下のとおりとする。

種類	保険名称	保険内容
理事長	無解約返戻金型遞減定期保険	死亡・高度障害保険金額あり 解約返戻金なし
	遞増定期保険(無配当)	死亡・高度障害保険金額あり 解約返戻金あり
役員	遞増定期保険(無配当)	解約返戻金あり

(4)加入金額

① 無解約返戻金型遞減定期保険

<死亡・高度障害保険金額>:加入時 1 億円

② 遷増定期保険(無配当)

<解約返戻金>

理事長及び役員が、法人退職金制度から脱会した時から想定される在任期間中、法人退職金制度で受け取れる退職金額を目安とし、理事会で決定する。

第4条 (支給額)

退職した理事長、役員に支給すべき退職慰労金は、以下のとおりとする。

但し、支給に際しては理事会で承認を得るものとする。

(1)理事長

① 死亡による退任の場合

ア)無解約返戻金型遞減定期保険

死亡・高度障害保険金:遺族に「3,000万円を上限、範囲内」で支給する。

但し、在任期間中に功労顕著と認められる場合は、理事会の承認を得て支給金額を変更することができる。

イ)遞増定期保険(無配当)

死亡・高度障害保険金:

無解約返戻金型遞減定期保険の死亡・高度障害保険金を優先させ、「支給しない」。但し、在任期間中に功労顕著と認められる場合は、理事会の承認を得て支給することができる。

② 勇退の場合

ア)遞増定期保険(無配当)

解約返戻金:解約返戻金のうち、「百万円未満を切り捨てた金額を支給」する。

(2) 役員

① 死亡による退任の場合

ア) 遗族定期保険(無配当)

死亡・高度障害保険金: 遺族に「全額支給」する。

② 勇退の場合

ア) 遗族定期保険(無配当)

解約返戻金: 解約返戻金のうち、「百万円未満を切り捨てた金額を支給」する。

2 遺族とは、配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には以降法定相続人の順位とする。なお、法定相続人が複数いるときは代表相続人に対して支給するものとする。

第5条 (支給時期)

各種手続きが終了し、また法人に対して債務のある場合は、その債務を返済した者に対して、理事会承認後、原則3ヵ月以内に支払うものとする。

第6条 (改廃)

この規程は理事会の決議を以って改廃できる。

(附則)

この規程は2023年9月29日に制定し施行する。